

税務あれこれ①

今月より、日常的に発生している税務的な疑問について、決算書に書かれている勘定科目と照らしながら書いていきたいと思います。今月は福利厚生費について。

Q. 福利厚生と言えば、新年会や忘年会の費用などが該当すると思いますが、社長と従業員が打ち合わせをした時の食事などは福利厚生費で良いのでしょうか？

A.

1. 意味の確認

福利厚生費というどのようなものを想像されますか？一般的には以下のように分類されます。

① 親睦会の費用

上記のような新年会・忘年会、社員旅行、運動会など

② 医療関係費用

社内を実施する健康診断、備え付けの常備薬

③ 慶弔の費用

結婚祝、香典など

また、広い意味では、健康保険・厚生年金保険、雇用保険の会社負担分（決算書上は法定福利費として計上されている場合が多い）も含まれます。

2. 税務上の福利厚生費

一般的な意味との大きな違いは、従業員全体に対して支給されるものであるか否かという点です。

税務的には福利厚生費ではなく、給与・接待交際費となることもしばしば出てきます。

Ex.

① 社長が部長と二人で会議をし、その後飲みに行った。 → 接待交際費（10%否認）

② 年に一度健康診断を受けたいから、社長と奥さん（二人とも役員）だけ会社のお金でX病院の人間ドックに行ってきた。 → 役員報酬又は役員賞与（所得税の徴収）

③ 社内に気になる女性がいるので、よく2、3人で食事に行く → 接待交際費

要は、特定の人だけに恩恵がある支出については本人や会社から税金を取って下さい、と国は言っているのです。では、給与や接待交際費にならないようにする方法がないのかということとそうではありません。

支出の目的、金額が妥当な金額であること、また社内基準として決め事をする事で、「特定の人」を回避出来るのです。

税務レポート 2010.5.6号

税理士法人CFTパートナーズ

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : mail@cft-partners.jp http://www.cft-partners.jp